

# 令和7年度 ごせん起業者応援事業

## ～あなたもごせんで起業しませんか？～

五泉市では、市内における起業者の支援を行い、開業率の向上による産業の活性化のために補助金を交付しています。

### ○補助対象者

- ・市内に起業する方。（開業までに市内に居住していること）
- ・事業での収入を主とする方。
- ・1年以上の事業継続が見込まれ、3年以上の事業計画を策定される方。
- ・市税を滞納していない方。

**※令和8年2月28日までに事業を開始される方が対象です。**

### ○補助対象事業・対象経費

- ・店舗の新築工事費
- ・個人住宅を増改築・改修し、併用店舗とする工事費
- ・空き店舗等を増改築・改修し、店舗とする工事費
- ・店舗の建物賃借料（最大12か月）

**※新增改築・改修工事の施工業者は、市内業者が条件です。**

### ○補助額

| 補助対象経費   | 補助率   | 補助限度額 | 補助要件       |
|----------|-------|-------|------------|
| 新增改築費 ※1 | 1/2以内 | 100万円 | 最低工事費100万円 |
| 改修費 ※1   |       | 50万円  | 最低工事費50万円  |
| 建物賃借料    |       | 月額5万円 | 最長12か月     |

※1 3年以内に廃業した場合、補助額の全額または一部の返還を求める場合があります。

### ○申請手続きについて

申請受付期間：令和7年4月1日から

※予算の状況によっては希望に添えない場合があります。

ごせん起業者応援事業補助金交付申請書に添付書類を併せて提出して下さい。

- |                 |                   |
|-----------------|-------------------|
| ①事業計画書          | ②賃貸借契約書又は売買契約書の写し |
| ③店舗付近の見取図、建物平面図 | ④工事見積書の写し         |
| ⑤工事前の写真         | ⑥ごせん起業者応援事業確認書    |

※②、③、④、⑤は対象の方のみ必要です。

※⑥は五泉商工会議所又は村松商工会が発行します。

### ○申請にあたって

ごせん起業者応援事業補助金に申請される場合は、事業計画や工事内容について  
**事前に五泉市商工観光課、五泉商工会議所、村松商工会にご相談をお願いします。**

**対象外の業種がありますので、裏面をご確認ください。**

---

担当：五泉市商工観光課 商工係

〒959-1692 五泉市太田1094番地1

TEL：0250-43-3911 FAX：0250-41-0006

## 【補助対象外事業】

- 農業・林業・漁業・狩猟業
- 金融・保険業（生命保険媒介業、損害保険代理業、損害査定業を除く）
- 娯楽業のうち風俗関連営業
- 競輪・競馬等の競走場・競技団
- パチンコホール・ビンゴゲーム場、射的場、スロットマシン場
- 芸妓業・芸妓周旋業
- 場外馬券売場・場外車券売場・競輪競馬等予想業
- 集金業・取立業（公共料金またはこれに準ずるものに関するものを除く）
- 興信所のうち身元調査等個人のプライバシーに関わる調査を主におこなうもの
- 易断所・観相業
- 相場案内業
- 病院・一般診療所・歯科診療所・助産・看護業・歯科技工所・獣医業
- 学校（学校法人が経営するもの）
- 法律事務所・特許事務所・行政書士事務所
- 公証人役場・司法書士事務所・土地家屋調査士事務所
- 公認会計士事務所・税理士事務所
- 社会保険労務士事務所
- 通訳案内業
- 不動産鑑定業
- 宗教・政治・経済・文化団体その他の非営利事業及び団体、LLP（有限責任事業組合）
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第1項及び第5項に規定されるもの
  - ・風俗営業（第1項）
    - キャバレー（第1号）、スナック・バークラブ（第2号）、ナイトクラブ（第3号）
    - 低照度飲食店（第5号）等
  - ・性風俗関連特殊営業（第5項）
    - 店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業
    - 店舗型電話異性紹介営業、無店舗型電話異性紹介営業
- その他公序良俗等の観点から対象となることが適当でないと認められる事業

※業種が補助対象になるか、事前にご相談下さい。